最終更新日：2021年6月30日

新日本建設株式会社
代表取締役社長　高見克司
問合せ先：043-213-1111(代表)
証券コード：1879
http://www.shinnihon-c.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、長期にわたる安定的な企業価値の維持・向上並びに株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーからの信頼の確保を経営の最重要課題と位置づけております。その実現のためには、株主の皆様やお客様をはじめ、お取引先、従業員などの各ステークホルダーと良好な関係を築くとともに、お客様に満足していただける快適な住環境の提供を通して安定的な成長を遂げていくことが重要と考えております。また、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の充実、コンプライアンス体制の強化を図るための組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施することにより、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

改訂前のコーポレートガバナンス・コードに基づいて更新を行っております。

【補充原則　1－2－4】
当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用や、招集通知の英訳を、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率及びその作成コスト等を考慮し、現在実施しておりません。

【補充原則　3－1－2】
当社は、英語での情報の開示を、株主構成や当社の事業内容及びそのコストを考慮し、実施しておりません。

【補充原則　4－1－2】
当社は、従来の建設受注産業から建設販売産業への転換を目指し、中期的な経営戦略の基本方針を「変化する時代ニーズを捉え、顧客志向に基づいた戦略を徹底」し、「企業規模の拡大と組織強化により優れた企業価値を構築し、収益力の向上を図る」としております。
今後も引き続き、「安心・安全」の住環境を提供することを不変のテーマとし、従来からの低コスト・高品質を実現する施工管理能力を一層向上させていくとともに、「耐震」や「環境にやさしい・省エネ」等の新技術にも積極的に取り組み、顧客の求めるニーズに対しいち早く対応するほか、非住宅分野の拡充や、大規模再開発案件への参入等、収益構造の多角化を図ってまいります。なお、数値目標としての中期目標は策定しておりませんが、単年度の業績予想を作成するとともに、四半期決算時等において取締役会にてその達成状況を分析し、必要に応じて業績予想を修正し、開示しております。

【補充原則　4－2－1】
取締役報酬については、取締役会の一任を受けた代表取締役社長が、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、当社が定める役員の報酬等の額の決定に関する方針に基づき決定しております。
なお、経営陣の報酬として、自社株報酬は実施しておりませんが、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則　4－10－1】
当社は、監査役会設置会社であり、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておらず、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置しておりません。
なお、取締役及び執行役員の指名については、代表取締役が推薦した人物を、取締役会で協議し、決定しております。また、取締役の報酬については、取締役会の一任を受けた代表取締役社長が、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、当社が定める役員の報酬等の額の決定に関する方針に基づき決定しております。

【原則　4－11】
当社の取締役会は、性別や国籍を問わず、多様な知識や経験、能力を持つ人材を取締役候補者として指名する方針でありますが、結果として、女性役員の指名にはいたっておりません。
また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者として、当社の財務・経理の実務経験がある1名を常勤監査役とし、金融機関で長年の経験を有する者1名、税理士1名を社外監査役として指名しております。
現在、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っておりませんが、今後の検討課題と認識しております。

【補充原則　4－11－3】
取締役会は、現在取締役会全体の実効性について分析・評価を行っておりませんが、今後の検討課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則　1－4】
当社は、物件紹介等の取引関係の維持・強化等、当社の企業価値の向上に有益と判断する政策保有株式以外は保有しない方針であります。政策保有株式については、毎年、取締役会に報告し、当社の保有目的に資するものであるか、当該企業の持続的な企業価値向上につながるか、当社の企業価値を毀損させる可能性が無いかを個別に精査し、継続保有の適否を検証しております。
また、政策保有株式に係る議決権行使に当たっては、議案の内容を精査し、継続保有の適否に関する検証結果、当該企業の株主還元の方針等を総合的に勘案し決定しております。

【原則　1－7】

当社が取締役や主要株主等と取引を行う場合には、会社法や社内規程等に基づき、事前に取締役会の承認を得るほか、その進捗状況を取締役会に報告することにより取引を監視しております。

【原則　2－6】
当社は、企業年金制度として確定拠出年金制度を採用しているため、アセットオーナーとして企業年金の積立て等の運用に関与しておりません。なお、確定拠出年金の運用は従業員が行っているため、従業員が確定拠出年金制度を活用して安定的な資産形成を行うことが出来るよう、外部講師による社内研修等を実施しております。

【原則　3－1】
（ⅰ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、「建設を通じ社会に貢献すること」を経営理念に掲げ、「自主先進の経営」、「戦略的経営」、「人を育てる経営」を経営の基本スタンスとし、「企業文化の創生と共に21世紀日本の新しい建設産業をリードする高資質企業」、「建設を通してより豊かな社会創りに貢献する生活総合サポート企業」を経営ビジョンとしております。また、経営計画については、決算短信等で開示する業績予想の実現を目指して日々の業務に努めております。

（ⅱ）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社は、長期にわたる安定的な企業価値の維持・向上並びに株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーからの信頼の確保を経営の最重要課題と位置づけております。その実現のためには、株主の皆様やお客様をはじめ、お取引先、従業員などの各ステークホルダーと良好な関係を築くとともに、お客様に満足していただける快適な住環境の提供を通して安定的な成長を遂げていくことが重要と考えております。また、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の充実、コンプライアンス体制の強化を図るための組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施することにより、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

（ⅲ）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりであります。
イ．確定額報酬等の額または算定方法
a）月額報酬、半期報酬及び特別報酬
・報酬等の額の決定方法
取締役会にて、役員報酬規程及び以下の報酬等の額の決定に関する方針に基づき、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、報酬の支給方法及び支給総額の方針を決定し、各取締役の具体的な報酬額の決定は代表取締役に一任する。
・報酬等の額の決定に関する方針
次の事項を勘案し、役員の役位・順位ごとに定める。
1．社員給与の最高額
2．過去の同役位の役員の支給実績
3．会社及び個人の業績見込み
4．役員報酬の世間相場
5．その他
・報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針
原則として、定期的に支給する（月額報酬、半期報酬）。ただし、取締役会の決議に基づき臨時に支給することができる（特別報酬）。
b）役員退職慰労金
・報酬等の額の決定方法
株主総会に具体的な金額が付議された場合は株主総会決議にて金額を決定する。株主総会にて具体的な金額の決定が取締役会に一任された場合は、取締役会にて、役員退職慰労金規程及び以下の報酬等の額の決定に関する方針に基づき支給額の方針を決定し、具体的な金額の決定は代表取締役に再一任する。
・報酬等の額の決定に関する方針
常勤役員の退職慰労金の支給額は、役員退職慰労金規程により計算された基本部分・功労加算部分及び特別弔慰加算部分の合計額を限度とし、前例を勘案して決定する。
非常勤役員については、原則として退職慰労金を支給しない。ただし、在任中の功労が顕著な場合、在任年数及び前例等を総合的に考慮し、その都度取締役会で決定する。
・報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針
役員退職時以降の最も早い株主総会の承認その他の所要の手続きを経た後、速やかに支給する。
ロ．業績連動報酬等に係る業績指標の内容、額または数の算定方法
該当事項なし。
ハ．非金銭報酬等の内容、額もしくは数または算定方法
該当事項なし。
ニ．イ、ロ、ハの割合（構成比率）
イ100％
② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
取締役の金銭報酬の額は、2018年6月28日開催の第54回定時株主総会において年額5億円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名（うち社外取締役は2名）であります。
監査役の金銭報酬の額は、1988年8月29日開催の第24回定時株主総会において年額3千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終了時点の監査役の員数は2名であります。
③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長髙見克司が取締役個人の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の報酬等の額の決定及び取締役の退職慰労金の額の決定であります。
これらの権限を委任した理由は、取締役会で対象期の取締役に対する報酬額の方針を決定したうえで、最終的な取締役の個人別の報酬額の決定は会社の全体を把握している代表取締役社長が行うことが適切であると判断しているためであります。
取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、取締役会で対象期の取締役に対する報酬額の方針を事前に検討する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

（ⅳ）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社の取締役及び執行役員の指名については、当社の業務を適切に遂行できる人材を代表取締役が推薦し、取締役会にて決定しております。なお、社外取締役候補者を含めた非業務執行取締役候補者については、当社の属する建設・不動産業界のみに捉われることなく、専門的な知識や幅広い経験を有し、当社の企業価値向上に資する人材を代表取締役が推薦し、取締役会にて決定しております。

また、監査役候補者の指名については、当社の業務内容をその幅広い経験や専門的な知識から適切に監査できる人材を代表取締役が推薦し、監査役会の同意を得た上で、取締役会にて決定しております。
執行役員の解任については、執行役員が、公序良俗に反する行為や、健康上の理由で業務を適切に遂行することが困難になった場合等において、取締役会で決定し解任いたします。

(ⅴ)取締役会が上記(ⅳ)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役候補者及び監査役候補者の個々の指名理由については、招集通知に記載しております。
なお、取締役・監査役の略歴を有価証券報告書及び招集通知に記載しております。

【補充原則　4－1－1】
取締役会は、会社法等法令及び定款で定められた事項の他、取締役会規程で定められた会社の方針等の重要な事項について決定しております。
具体的な業務執行につきましては、執行役員規程や常務会規程、経営会議規程等に基づき執行役員等に適切な範囲で権限を委譲しております。

【原則　4－9】
当社は、独立社外取締役の選任について、候補者の在籍している企業等及び過去に在籍していた企業等と当社グループの人的関係、資本関係及び取引関係等の利害関係を検討した上で、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たす者を選任しております。
なお、独立社外取締役については、取締役会の多様性を図るため、当社の属する建設・不動産業界出身の人材に捉われることなく、豊かな経験や専門的な知識を有する人材を候補者として選定するよう努めております。

【補充原則　4－11－1】
取締役会は、定款にて取締役を20名以内と定めており、その範囲内において、性別や国籍を問わず、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮して、取締役候補者を指名しております。
なお、社外取締役候補者については、取締役会の多様性を図るため、当社の属する建設・不動産業界出身の人材に捉われることなく、豊かな経験や専門的な知識を有する人材を指名するよう努めております。

【補充原則　4－11－2】
当社は、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲となるよう努めております。
なお、社外取締役山口裕正氏が、上場企業1社(株式会社ディスコ)の社外監査役を兼任しております。その他の取締役・監査役は他の上場会社の役員を兼任しておりません。

【補充原則　4－11－3】
取締役会は、現在取締役会全体の実効性について分析・評価を行っておりませんが、今後の検討課題と認識しております。

【補充原則　4－14－2】
取締役、監査役及び執行役員は、年1回程度実施する社内研修の他、必要に応じて会社の費用負担にて外部セミナー等を受講しております。
また、新任の社外役員の選任に当たっては、社外役員候補者に対して会社の事業・財務・組織等につき事前に説明を行っております。

【原則　5－1】
当社は、取締役常務執行役員管理本部長がIR担当取締役として総務部、財務・企画部、法務室で構成される管理本部を統括しており、管理本部内の各部署が有機的に連携できるような体制を整備しております。
また、当社は、ホームページでの情報開示のほか、代表取締役が参加する決算説明会を年1回本決算開示後に開催しているほか、株主からの対話の申し込みがあった際は、IR担当取締役等が個別に対応し、必要に応じて代表取締役や取締役会に報告しております。なお、株主等との対話の際には、未公表の財務情報や機密情報等のインサイダー情報に留意して対応しております。なお、2021年3月期の決算説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止としております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社シンニホンコム	19,700,700	33.70
株式会社ユニオンサイト	6,761,890	11.57
株式会社千葉銀行	2,877,408	4.92
株式会社京葉銀行	2,383,728	4.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,932,800	3.31
公益財団法人新日育英奨学会	1,700,000	2.91
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,543,233	2.64
東方地所株式会社	1,500,000	2.57
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	1,284,900	2.20
株式会社千葉興業銀行	968,480	1.66

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山口裕正	他の会社の出身者								△			
高橋真司	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口裕正	○	山口裕正氏は、平成15年まで株式会社ＵＦＪ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）にて執行役員を、平成21年まで藤和不動産株式会社（現三菱地所レジデンス株式会社）にて取締役をそれぞれ務められておりました。	長年にわたり会社経営に携われており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、人格、識見の上で当社の社外取締役として適任であると考えております。なお、当社の取引金融機関である株式会社ＵＦＪ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）を退社されてから10年以上、取引先である藤和不動産株式会社（現三菱地所レジデンス株式会社）を退社してから5年以上経過していることから、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員として選任しております。

高橋真司	○	高橋真司氏が所属する芝大門法律事務所と当社は顧問契約を締結しており、当社の訴訟代理人を務めて頂く場合があります。	弁護士としてのご経験を有し、人格、識見の上で当社の社外取締役として適任であると考えております。なお、高橋真司氏が所属する芝大門法律事務所と当社の間に取引関係がありますが、当社と年間取引金額が少額であることから、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、内部監査部門として監査室を設け、当社及び当社子会社の内部監査結果について、監査役に対し報告することとしております。
また、会計監査人とは随時情報交換を行うとともに、結果報告会を開催し、会計監査人が実施した会計監査の概要及び監査結果について意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木村　理	他の会社の出身者							△						
吉川　直明	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村　理		木村理氏は、2019年まで㈱千葉銀行にて取締役を務められており、現在はちばぎん証券㈱の取締役社長を務められております。	長年にわたり会社経営に携われており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、人格、識見の上で当社の社外監査役として適任であると考えております。

吉川　直明	○	――	税理士としてのご経験を有し、人格、識見の上で当社の監査役として適任であると考えております。なお、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、現在のところ、安定的な報酬の支給を念頭に置いて経営を行っております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別の取締役報酬が1億円を超えるものがいないため、個別報酬の開示はしておりません。
なお、当社の第57期 (2020年4月1日～2021年3月31日まで) の取締役に対する年間報酬総額は270百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりであります。
イ. 確定額報酬等の額または算定方法
a) 月額報酬、半期報酬及び特別報酬
・報酬等の額の決定方法
取締役会にて、役員報酬規程及び以下の報酬等の額の決定に関する方針に基づき、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、報酬の支給方法及び支給総額の方針を決定し、各取締役の具体的な報酬額の決定は代表取締役に一任する。
・報酬等の額の決定に関する方針
次の事項を勘案し、役員の役位・順位ごとに定める。
1. 社員給与の最高額
2. 過去の同役位の役員の支給実績
3. 会社及び個人の業績見込み
4. 役員報酬の世間相場
5. その他
・報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針
原則として、定期的に支給する (月額報酬、半期報酬)。ただし、取締役会の決議に基づき臨時に支給することができる (特別報酬)。
b) 役員退職慰労金
・報酬等の額の決定方法
株主総会に具体的な金額が付議された場合は株主総会決議にて金額を決定する。株主総会にて具体的な金額の決定が取締役会に一任された場合は、取締役会にて、役員退職慰労金規程及び以下の報酬等の額の決定に関する方針に基づき支給額の方針を決定し、具体的な金額の決

定は代表取締役に再一任する。
・報酬等の額の決定に関する方針
常勤役員の退職慰労金の支給額は、役員退職慰労金規程により計算された基本部分・功労加算部分及び特別弔慰加算部分の合計額を限度とし、前例を勘案して決定する。
非常勤役員については、原則として退職慰労金を支給しない。ただし、在任中の功労が顕著な場合、在任年数及び前例等を総合的に考慮し、その都度取締役会で決定する。
・報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針
役員退職時以降の最も早い株主総会の承認その他の所要の手続きを経た後、速やかに支給する。
ロ. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容、額または数の算定方法
該当事項なし。
ハ. 非金銭報酬等の内容、額もしくは数または算定方法
該当事項なし。
ニ. イ、ロ、ハの割合（構成比率）
イ100%
② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
取締役の金銭報酬の額は、2018年6月28日開催の第54回定時株主総会において年額5億円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名（うち社外取締役は2名）であります。
監査役の金銭報酬の額は、1988年8月29日開催の第24回定時株主総会において年額3千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終了時点の監査役の員数は2名であります。
③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長髙見克司が取締役個人の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の報酬等の額の決定及び取締役の退職慰労金の額の決定であります。
これらの権限を委任した理由は、取締役会で対象期の取締役に対する報酬額の方針を決定したうえで、最終的な取締役の個人別の報酬額の決定は会社の全体を把握している代表取締役社長が行うことが適切であると判断しているためであります。
取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、取締役会で対象期の取締役に対する報酬額の方針を事前に検討する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の開催に先立ち、管理本部長より、社外取締役及び社外監査役に対して議題の事前説明及び主要な会議の説明を行うほか、代表取締役等と社外取締役及び社外監査役との間で、定期的に意見交換を行っております。
また、監査室を設け、監査役の業務を補佐しており、社外監査役は、監査室と情報交換を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

当社は、元代表取締役社長等である相談役・顧問等を設置しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査役会設置会社であります。社外役員として、社外取締役2名（独立役員2名）及び社外監査役2名（独立役員1名）を選任することにより、取締役会における議論の活性化、経営の監督及び監査機能の強化を図っております。また、下記の各機関が相互に連携することで経営に対する監督・監査が十分に機能すると考え、現状の体制を採用しております。
(1) 取締役会
取締役は、定例の取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、会社の経営方針、重要な業務執行の意思決定等の経営に関する重要事項を決定しておりますが、企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題等についても適宜審議し、企業倫理の確立とコンプライアンスの徹底に努めております。
取締役会は代表取締役社長髙見克司を議長とし、非業務執行取締役である取締役会長金綱一男、執行役員を兼務する取締役である鈴木政幸、今井三男、三上順一、高橋苗樹、木津進、大川良生、鯖瀬淳也、金綱康人、長尾寛、酒井徹及び社外取締役である山口裕正、高橋真司の取締役14名で構成されております。
なお、社外取締役2名を独立役員として選任しております。
(2) 監査役会
監査役は、会社の健全な経営と社会的信頼の向上のために、取締役会その他重要な会議への出席や重要な決裁書類の閲覧等により、当社及び子会社の業務執行の適法性、妥当性の監査を行っております。
監査役会は常勤監査役亀岡秀典を議長とし、常勤監査役佐藤卓夫及び社外監査役である木村理、吉川直明の監査役4名で構成されております。
なお、社外監査役吉川直明を独立役員として選任しております。
(3) 常務会
常務会は、取締役会の定める経営の基本方針に基づいて、経営に関する重要事項の協議を行い、あわせて内部統制並びに総合的事業計画の基本的検討を行っております。

常務会は社長執行役員髙見克司を議長とし、鈴木政幸、今井三男、三上順一及び高橋苗樹の5名で構成されております。
(4) 経営会議
経営会議は、執行役員がそれぞれの担当業務の執行状況について報告するとともに、業務執行上の問題点について検討し、経営上重要な影響を与える事項については常務会に上申しております。
経営会議は社長執行役員髙見克司を議長とし、鈴木政幸、今井三男、三上順一、高橋苗樹、木津進、大川良生、鯖瀬淳也、金綱康人、長尾寛、酒井徹、大木正博、田久保浩道、山口比呂志、杉山竜彦、岩﨑一郎、麻生孝及び鈴木隆司の18名で構成されております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、非業務執行取締役として取締役会長1名及び社外取締役2名を選任するとともに、監査役4名中2名を社外監査役とすることで経営の監督･監査機能を強化しております。コーポレート･ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立的な経営監視機能が重要と考えており、社外取締役2名による経営監督及び社外監査役2名による監査の実施により外部からの経営監視が十分に機能すると考え、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部財務･企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	「ISO　14001」環境マネジメントシステム認証取得し、環境を考慮した活動に取り組んでおります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1．管理本部法務室を当社グループ全体のコンプライアンスを統括する担当部署とし、「新日本建設グループコンプライアンス規程」に基づき研修等を行い、コンプライアンスの周知・徹底を図っております。

2．相談・通報体制を設け、当社グループの役員及び社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気がついたときは、社長及び監査役に通報（匿名も可）しなければならないと定め、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行いません。

3．内部監査部門による当社グループ全体の内部監査及び社内相談等を通じて、不正の発見・防止に努めております。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1．「リスク管理の基本方針」を定め、当社グループにおけるリスクの洗い出しを行い、特に管理すべき重要リスクを認識するとともに、管理すべき部署を定め、当該リスク管理部署が中心となってリスクをコントロールしていく体制を整備しております。

2．内部監査部門による当社グループの監査を通じて、リスクの発見・損失の防止に努めております。

(3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

1．定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

2．業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度計画を立案し、全社的な目標を設定し、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行しております。

3．日常の業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に従い、効率的な業務執行に努めております。

(4) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1．取締役の職務執行に係る文書については、「文書管理規程」に従い適切に保存、管理（廃棄を含む。）しております。

2．情報の管理については、「情報管理規程」、「個人情報保護規程」に基づき、適切に管理しております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1．管理本部財務・企画部を当社グループ全体の内部統制を統括する担当部署とし、「関係会社管理規程」に基づき、適切に当社グループの管理・指導を行っております。

2．当社グループの法令、諸規則違反、不適切な取引や会計処理防止あるいは諸規程違反行為を発見・是正するための措置として、当社役職員の子会社への派遣や子会社との定期的な情報交換を実施しております。

(6) 監査役が職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

1．監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くことができるものとしております。

2．監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとしております。

3．監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動、考課、懲戒について、すべて監査役会の同意を得るものとしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1．当社グループの取締役及び使用人は、重大な法令・定款・規定違反、不正行為及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告いたします。

2．当社グループの取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行っております。

3．前項の報告・情報提供としての主なものは次のとおりとしております。

ア 内部監査部門の監査結果

イ 子会社の監査結果

ウ 重要な会計方針、会計基準及びその変更

エ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容

オ 稟議書及び監査役から要求された会議議事録

4．監査役は取締役会の他、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるようにしております。

5．監査役と代表取締役との定期的な情報交換会を開催しております。

6．監査役と会計監査人とが効果的に職務を分担できるよう定期的な情報交換会を開催しております。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求等を処理するものとしております。

(9) 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するために必要な内部統制体制を整備しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「新日本建設グループ企業行動憲章」において、「反社会的勢力との関係遮断」を明確にし、市民社会の秩序や安全に脅威を与える一切の反社会的勢力を排除し、あらゆる不正・不当要求行為に対しては、断固これを拒否することとしております。また、当社法務室をその責任部署とし、不正・不当要求対応研修会の開催等、有事対応体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】

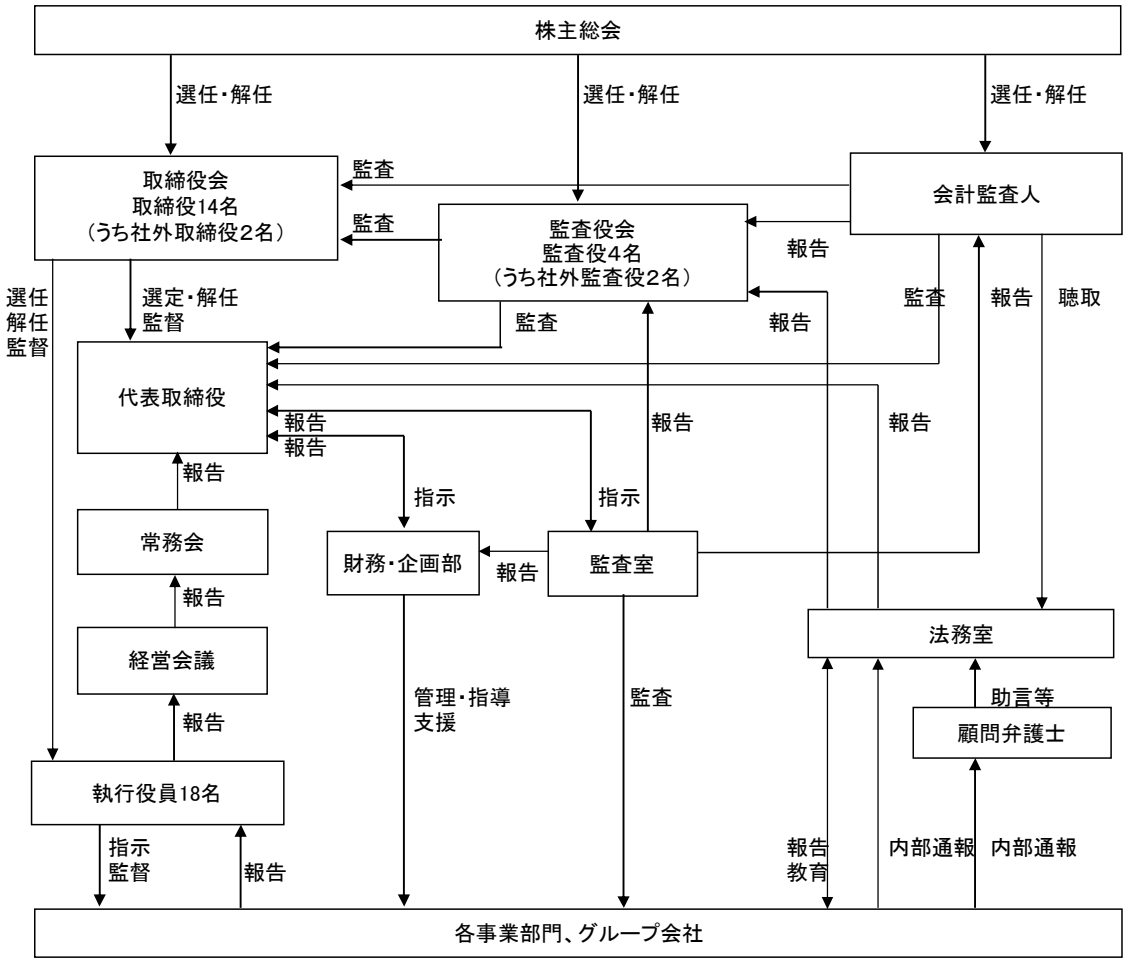

【適時開示体制の概要】

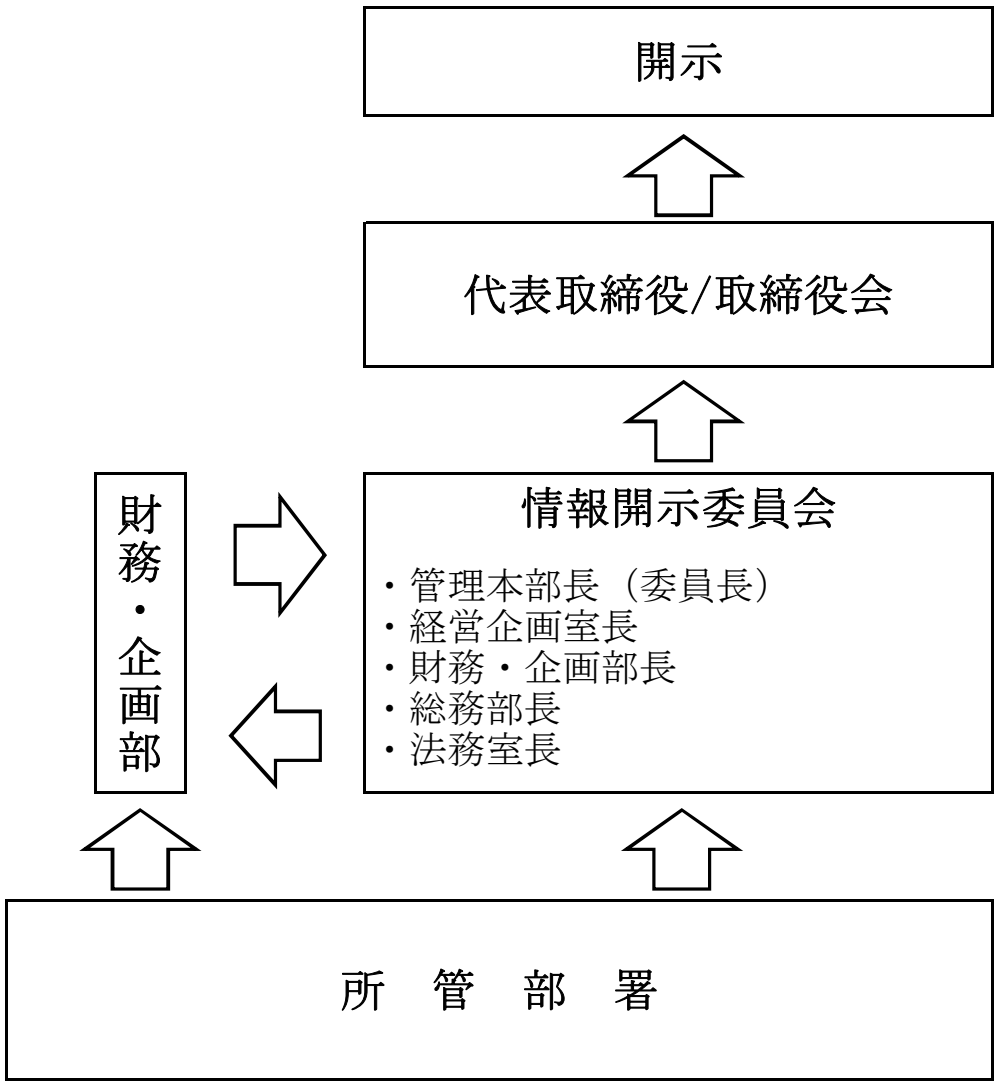
開示
代表取締役/取締役会
情報開示委員会
・管理本部長（委員長）
・経営企画室長
・財務・企画部長
・総務部長
・法務室長
財務・企画部
所　管　部　署